

プレスリリース【2023年8月25日】

## 国民健康保険高額療養費支給申請手続きの簡素化について

令和5年11月から国民健康保険高額療養費の支給申請手続きが、初回のみ「国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申出書兼同意書」を提出することで、2回目以降は指定された口座に自動振込となります。

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部を改正する省令の施行（令和3年3月17日保発0317第1号）により、国民健康保険の高額療養費の支給申請については、市町村の判断により手続きを簡素化し、後期高齢者医療制度と同様に実質的な申請は初回のみで足りるようになすことが可能となりました。

国民健康保険団体連合会那須支部（那須塩原市、大田原市、那須町）では簡素化の導入について協議を行った結果、被保険者の負担軽減と利便性の向上を図るため、早期に導入したいと考え、県内統一を待たず、規則改正を行い、県内で那須支部が先行して実施します。

『高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で同じ月内に支払った保険適用分の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。これまでは該当する度に申請書の提出が必要でしたが、令和5年11月以降は手続きを簡素化し、初回のみ「国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申出書兼同意書」を提出することで、2回目以降は指定された口座に自動振込となります』

### ■市ホームページ

公開開始日：11月1日(水)

### ■本件に関するお問い合わせ先

団体名(所属)：保健福祉部国保年金課国保年金係  
TEL：0287-62-7129

# 高額療養費の支給申請手続の簡素化のご案内

※高額療養費が自動的に入金されるようになります

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で同じ月内に支払った保険適用分の医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。これまでは該当する度に申請書と領収書の提出が必要でしたが、令和5年11月申請案内発送分から、高額療養費の申請案内に同封する「国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申出書兼同意書」（以下 申出書兼同意書）を支給申請時に一緒に提出していただくことで、以降の高額療養費の申請が不要となり、申出書兼同意書によって登録された口座に自動的に振り込まれるようになりました。

また、申出書兼同意書を提出していただくと、毎月の高額療養費だけでなく、年1回の外来療養に係る年間の高額療養費（外来年間合算）も、該当した場合は自動的に振り込まれます。

## 対象世帯

国民健康保険税(過年度)の滞納が無い世帯

※対象世帯には、「国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申出書兼同意書」を送付します。

## 簡素化の手続

令和5年11月申請案内発送分から、高額療養費に該当した場合は、申出書兼同意書を同封して送付します。支給申請手続きの簡素化をご希望の方は、高額療養費の申請書類と一緒に、申出書兼同意書をご提出ください。

※申出書兼同意書の提出以前に発生した高額療養費は、簡素化の対象になりませんので、国保年金課窓口での手続が必要となります。

	令和5年10月以前の 申請案内発送分	令和5年11月以降の 申請案内発送分
申請方法	高額療養費の支給該当となる 月ごとに申請が必要	初回（申請必要） 申出書兼同意書を提出  2回目以降（申請不要） 高額療養費の支給該当となった場合は 自動振込
領収書の 提出	必要	不要

(申請日) 年 月 日

### 国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書 (案)

高額療養費の支給申請（手続の簡素化）について、下記の事項に同意の上、申し出いたします。

(宛先) 那須塩原市長

申出内容		簡素化開始		振込口座変更		簡素化解除	
世帯主	記号・番号					電話番号	— —
	氏名					生年月日	年 月 日
	住所	那須塩原市					
振込先	金融機関	銀行 信金 信組 農協				本店 支店 出張所	種別 普通 当座
	口座番号					口座名義人 (カタカナ)	

(注) 世帯主以外の口座に振り込む場合は、以下の委任欄に記入してください。

委任欄	高額療養費の受領について
	(受任者名) _____ に委任いたします。
	住所 _____ <input type="checkbox"/> 世帯主と同じ 世帯主との関係( )
	委任者名 (世帯主) _____ (印) _____

#### 簡素化開始にあたっての同意事項 (必ずお読みください)

- ◆この申出以降に発生した高額療養費については、国民健康保険の資格を喪失するまでの間、指定された口座に振り込まれること。ただし、これより前的高額療養費（既に支給申請案内を送付しているもの）については、従前どおり支給申請が必要であること。
- ◆世帯主や被保険者記号・番号に変更があった場合は、簡素化が解除されること。
- ◆前年度以前の国民健康保険税に滞納が発生した場合は、簡素化が解除されること。
- ◆指定された口座に振り込みができなくなった場合は、簡素化が解除されること。
- ◆第三者行為や労災、または給付制限に該当する場合は簡素化の対象とはならないこと。
- ◆一部負担金に未払いが発生した場合は、**那須塩原市**に連絡すること。高額療養費支給後に一部負担金未払いが発覚した場合は、**那須塩原市**に返還すること。
- ◆高額療養費支給後に支給額が減額になった場合、**那須塩原市**に差額を返還すること。
- ◆高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報を、**那須塩原市**が医療機関等に照会すること。
- ◆その他、市長が必要と認める場合は、簡素化が解除されること。

上記のとおり、すべての同意事項に了承したので、高額療養費支給申請手続の簡素化を申請します。

世帯主名 \_\_\_\_\_